

義務付け・枠付けの見直し（第3次見直し）の閣議決定

平成23年11月29日
内閣府地域主権戦略室

1. 義務付け・枠付け(4,076条項)の見直しの経緯

◇これまで2次の見直しを実施して、「施設・公物設置管理の基準」等の1,216条項のうち、地方分権改革推進委員会第3次勧告で許容類型に該当せず、見直すべきとされた事項889条項のうち636条項を見直し、他の事項と合わせて666条項の見直しを行ったところ。

- ・第1次見直し－地方分権改革推進計画(平成21年12月閣議決定)、第1次一括法(平成23年4月成立)
- ・第2次見直し－地域主権戦略大綱(平成22年6月閣議決定)、第2次一括法(平成23年8月成立)

2. 第3次見直しの概要とその主な例

次の3分野に係る1,212条項を対象に、許容類型を設定し、それに該当しない事項(363条項)について検討を進め、291条項について見直しを実施。

(併せて、これまでの見直しと重複する条項の見直し等の26条項の見直しも実施)

(1) 地方からの提言等に係る事項

- ・都道府県交通安全対策会議の知事が必要と認める者の任命
- ・指定居宅介護支援事業の人員・運営に関する基準の条例委任
- ・地域包括支援センターの基準の条例委任
- ・農業委員会の選挙区の基準の見直し

(2) 通知・届出・報告、公示・公告等

- ・農用地利用規程の公告の義務の廃止
 - ・宅地造成工事規制区域の指定の大臣への報告の義務の廃止
- (公表方法について地方の裁量があると確認するもの)
- ・貸金業者登録簿の閲覧

(3) 職員等の資格・定数等

- ・消防長及び消防署長の資格の条例委任
 - ・都道府県建築士審査会の委員の定数の廃止又は条例委任
 - ・公害健康被害認定審査会の委員の上限数の廃止
- (資格について地方の裁量があると確認するもの)
- ・私立学校審議会の委員の資格

3. 今後の取組

◇法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成24年通常国会に提出する。

◇今後の見直しについては、地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、個別の義務付け・枠付けの見直しを検討することにより進めることとし、具体的方法については地域主権戦略会議で検討を行う。